

【制度部会への確認案件 110701】各コースの規程について

JPTEC 協議会定款施行規則では次の各コースの規程が述べられています。

- ・JPTEC プロバイダーコース規程(規則 5 条 2 項)
- ・JPTEC プロバイダー更新コース規程(規則 6 条 2 項)
- ・JPTEC プロバイダーコース規程(規則 7 条 2 項)

しかし、これに該当する規則は旧体制から使用してきた内容であり、テキスト「JPTEC ガイドブック」には必ずしも準拠しない表記が使用されています。

(例)プロバイダー養成コース, プロバイダー資格更新コース, インストラクター養成コース, 車内活動, 現場活動, 日本救急医学会理事長, 地方支部など

以上のことについて、制度部会において下記新旧照表の通り各コースの規程についての文言を整理しましたので告知します。

現行	改正案
<p>JPTEC 規則細則第 7 条第 2 項、第 3 項に掲げる別に定める開催要件・コースカリキュラム等について</p> <p>【JPTEC プロバイダー養成コースカリキュラム】</p> <p>1. 座学</p> <ul style="list-style-type: none">・外傷総論; (外傷システム)、外傷の疫学・JPTEC (L&G) の概念・観察処置総論; 外傷優病者観察処置の流れ(フローチャート)・観察処置各論; 状況評価・初期評価・全身観察・局所観察・詳細観察・継続観察・外傷傷病者の観察処置のデモンストレーションと解説 <p>2. 実技</p> <ul style="list-style-type: none">・観察要領 (初期評価—全身観察—車内活動)・ヘルメットの脱がせ方・ログロール・ボード固定・体位変換・頸椎カラーの装着・気道管理	<p>一般社団法人 JPTEC 協議会定款施行規則第 5 条第 2 項が示す「JPTEC プロバイダーコース規程」、プロバイダーコース開催要領</p> <p>【JPTEC プロバイダーコースカリキュラム】</p> <p>1. 座学</p> <ul style="list-style-type: none">・外傷総論; 外傷の疫学・JPTEC (L&G) の概念, 外傷システム・観察処置総論; 外傷傷病者観察処置の流れ(フローチャート)・観察処置各論; 状況評価・初期評価・全身観察・局所観察・詳細観察・継続観察・外傷傷病者の観察処置のデモンストレーションと解説 <p>2. 実技</p> <ul style="list-style-type: none">・観察要領 (初期評価—全身観察—詳細・継続観察)・ヘルメット離脱・ログロール・ボード固定・(腹臥位からの) 体位変換・頸椎カラーの装着

- ・緊急処置(フレイルチェスト、3 辺テーピング、腸管脱出、穿通性異物固定、骨折肢の処置、止血)
- ・車外救出
- ・シナリオステーション(現場活動～車内活動まで)

3. 実技試験

4. 筆記試験

(細 則)

1. カリキュラム

上記カリキュラムが最低必要である。それに付加することは妨げない。

2. 事前(プレ)テスト

最低 2 週間前に配布し実施してもらう。解答は与えない。

3. 実技試験

実技試験採点表に基づき基準点以上を合格とし、基準点に満たないものは再試験を行う。

4. 筆記試験

基準点に満たないものは再試験を行う。

【プロバイダー養成コース開催要件】

1. 上記カリキュラムを満たすものとする。
2. 7 時間以上とする。
3. コース運営担当者(コースコーディネーター)1 名、コース担当責任医師 1 名、コースの質の管理とイ

- ・気道管理
- ・緊急処置(フレイルチェスト、3 辺テーピング、腸管脱出、穿通性異物固定、骨折肢の処置、止血)
- ・車外救出
- ・シナリオステーション(状況評価～詳細・継続観察まで)

3. 実技試験

4. 筆記試験

(細 則)

1. カリキュラム

上記カリキュラムが最低必要である。それに付加することは妨げない。

2. 事前試験(プレテスト)

最低 2 週間前に配布し実施してもらう。回答は与えない。

3. 実技試験

実技試験評価表に基づき基準点以上を合格とし、基準点に満たないものは再試験を行う。

4. 筆記試験

基準点に満たないものは再試験を行う。

【JPTEC プロバイダーコース開催要件】

1. 上記カリキュラムを満たすものとする。
2. 7 時間以上とする。
3. コース運営担当者 1 名、コース担当責任医師 1 名、コースの質の管理とプレインストラクター評価のた

ンストラクター推薦のため、世話人 2 名以上(内 1 名は医学的な質を担保するため医師)を配置する。コース運営担当者(コースコーディネーター)やコース担当責任医師が世話人である場合には、それを含めて 2 名以上の世話人がいればよい。

(1) コース運営担当者(コースコーディネーター)
コース運営全般を担当する。
コース運営担当者(コースコーディネーター)の要件は JPTEC インストラクターであること。
職種は問わない。

(2) コース担当責任医師
コース開催および医学的テ習内容の責任者。
修丁証および認定証に、日本救急医学会理事長と連名で署名し、発行する。
コース担当責任医師の要件は JPTEC インストラクターの要件を待つ医師であること。

4. 各実技ブースには必ず 1 名のインストラクターを配置する。
5. 受講者 4 名に対し 1 名の指導者(インストラクター若しくはプレインストラクター)を配置する。なお、上記要件が満たせない場合や特別の事項が生じた場合は地方支部(幹事公等)の承認を得るものとする。

め、世話人 2 名以上(内 1 名は医学的な質を担保するため医師)を配置する。
コース運営担当者またはコース担当責任医師が世話人であれば、それを含めることができる。

(1) コース運営担当者(コースコーディネーター, CC)
コース運営全般を担当する。
コース運営担当者は JPTEC インストラクターであること。また、職種は問わない。

(2) コース担当責任医師(コースメディカルディレクター, CMD)
コース開催および医学的学習内容の責任者。修了証および認定証に、日本救急医学会代表理事および JPTEC 協議会代表理事と連名で署名し、発行する。
コース担当責任医師の要件は JPTEC インストラクターの資格を持つ医師であること。

4. 各実技ブースには必ず 1 名以上のインストラクターを配置する。
5. 受講者 4 人に対し 1 名の指導者(インストラクターまたはプレインストラクター)を配置する。
6. なお、上記要件が満たせない場合や特別の事項が生じた場合は指定地域組織の承認を得るものとする。

【プロバイダー養成コースにおける再試験実施要領】

1. 筆記試験が 74%に満たなかった者
 - ・70%以上は、世話人(医師)の責任において口頭試問を実施する。
 - ・70%に満たなかった者は、後日世話人の責任において筆記試験を実施する。
 - ・再試験は 1 回とし、世活人の責任において 3 ヶ月以内に実施する。
2. 実技試験が不可だった者
 - ・コース終了後に実技試験を実施する。
 - ・再実技試験においても不可だった場合は認定不可とし、もう一度プロバイダー養成コースを受講する。
 - ・再試験を実施する場合は、個人のプライドを尊重し、他の受講者に知られないよう日時と場所を設定する。
 - ・再試験は 1 回とし、世話人の責任において 3 ヶ月以内に実施する。

【プロバイダー養成コース承認要領について】

第1 JPTEC プロバイダー養成コースを開催するものは、事前の申請、事後の報告を JPTEC 協議会が定める様式に従い、開催地の JPTEC 協議会地方支部代表及び JPTEC 協議会地方支部事務局長宛にその旨を報告しなければならない。

第2 事前申請について

開催コースの世話人又はコース運営担当者(コースコーディネーター)は、原則、コース開催予定日の 30 日前までにその旨を『JPTEC プロバイダー首成コース開催申請書(様式 1)』により、開催地の

【JPTEC プロバイダーコースにおける再試験実施要領】

1. 筆記試験が 74%に満たなかった者
 - ・70%以上は、世話人(医師)の責任において口頭試問を実施する。
 - ・70%に満たなかった者は、後日世話人の責任において筆記試験を実施する。
 - ・再試験は 1 回とし、世話人の責任において 3 ヶ月以内に実施する。
2. 実技試験が不可だった者
 - ・コース終了後に、実技試験を実施する。
 - ・再実技試験においても不可だった場合は認定不可とする。
 - ・再試験を実施する場合は、個人のプライドを尊重し、他の受講者に知られないよう日時と場所を設定する。
 - ・再試験は 1 回とし、世話人の責任において 3 ヶ月以内に実施する。

【JPTEC プロバイダーコース承認要領について】

第1 申請と報告について

JPTEC プロバイダーコースを開催するものは、事前の申請、事後の報告を JPTEC 協議会が定める様式に従い、開催地の指定地域組織の代表及び指定地域組織の事務局長あてにその旨を報告しなければならない。

第2 事前申請について

開催コースの世話人又はコース運営担当者は、原則、コース開催予定日の 30 日前までにその旨を『JPTEC プロバイダーコース開催申請書(様式 1)』により、開催地の指定地域組織の代表及び

JPTEC 協議会地方支部代表及び JPTEC 協議会地方支部事務局長宛に事前申請しなければならない。

第3 事後報告について

開催コースの世話人又はコース運営担当者(コースコーディネーター)は原則、コース終了後、30日以内にその結果を『JPTEC プロバイダー養成コース開催結果報告書(様式2)』により、開催地の JPTEC 協議会地方支部代表及び JPTEC 協議会地方支部事務局長宛に事後報告しなければならない。

第4 承認について

JPTEC 協議会地方支部代表は、事前申請に基づき申請された当該コースを JPTEC 地方支部世話人会の審議にかけ、世話人から異論がなく、JPTEC 協議会規約に示す JPTEC プロバイダー養成コースの要件を満たしていると判断したときはこれを承認するものとし、申請者に通知する。なお、審議に際して申請内容に疑義が生じたときは、必要に応じて JPTEC 協議会地方支部代表は申請者に対して報告を求めることができる。

プロバイダー資格更新コースのカリキュラム、開催要件、申請手続について【議案060911号】

【JPTECプロバイダー資格更新コースカリキュラム】

更新コースの総時間は、概ね、2時間以上とし、規定のカリキュラムにその他の内容を追加することは妨げない

指定地域組織の事務局長あてに事前申請しなければならない。

第3 事後報告について

開催コースの世話人又はコース運営担当者は原則、コース終了後、30日以内にその結果を『JPTEC プロバイダー養成コース開催結果報告書(様式2)』により、開催地の指定地域組織の代表及び指定地域組織の事務局長あてに事後報告しなければならない。

第4 承認について

指定地域組織の代表は、事前申請に基づき申請された当該コースを指定地域組織の世話人会の審議にかけ、世話人からの異議がなく、一般社団法人 JPTEC 協議会 定款施行規則第5条第2項に示す「JPTEC プロバイダー養成コース規程」に示す JPTEC プロバイダー養成コースの要件を満たしていると判断したときはこれを承認するものとし、申請者に通知する。なお、審議に際して申請内容に疑義が生じたときは、必要に応じて指定地域組織の代表は申請者に対して報告を求めることができる。

一般社団法人JPTEC協議会定款施行規則第6条第2項が示す「JPTECプロバイダー更新コース規程」、JPTECプロバイダー資格更新コースのカリキュラム、開催要件、申請手続について

【JPTECプロバイダー資格更新コースカリキュラム】

更新コースの総時間は、概ね、2時間以上とし、規程のカリキュラムにその他の内容を追加することは妨げない

1. 座学

- ・外傷総論:外傷の疫学、JPTEC(L&G)の概念
- ・観察処置総論:外傷傷病者観察処置の流れ
- ・観察処置各論:状況評価、初期評価、全身観察、局所観察、詳細・継続観察
- ・その他:過去3年間に変更となったJPTECのシステムなど
- ・プレテスト解説

2. シナリオステーション

- ・受講生4名につき、指導者1名。
- ・資機材はなくてよい。(約1時間)
- ・受講生は1回以上隊長役を経験。
- ・所定の審査は、シナリオステーションの中で、更新コースシナリオステーション審査表により「合・否」を決定する。

(細則)

1. 更新コースでのプレテストは現行のプロバイダーコースのものを使用する。
2. プレテストの実施方法は、プロバイダーコース同様、紙媒体による事前送付とする。
3. プレテスト解説を行い、その方法や時間については、細部を規定せずに主催者に一任する。
4. シナリオステーションでは、「全身観察終了までに、L&Gを根拠を添えて宣言する」、「生命にかかわる重症外傷について把握し、必要な処置を実施する」、「MISTを確実に医師に伝える」などの、「最低限度の到達目標」を提示する。

1. 座学

- ・外傷総論:外傷の疫学、JPTEC(L&G)の概念
- ・観察処置総論:外傷傷病者観察処置の流れ
- ・観察処置各論:状況評価、初期評価、全身観察、局所観察、詳細・継続観察
- ・その他:過去3年間に変更となったJPTECのシステムなど
- ・プレテスト解説

2. シナリオステーション

- ・受講生4名につき、指導者1名。
- ・資機材はなくてよい。(約1時間)
- ・受講生は1回以上隊長役を経験。
- ・所定の審査は、シナリオステーションの中で、更新コースシナリオステーション審査表により「合・否」を決定する。

(細則)

1. 更新コースでのプレテストは現行のプロバイダーコースのものを使用する。
2. プレテストの実施方法は、プロバイダーコース同様、紙媒体による事前送付とする。
3. プレテスト解説を行い、その方法や時間については、細部を規定せずに主催者に一任する。
4. シナリオステーションでは、「全身観察終了までに、L&Gを根拠を添えて宣言する」、「生命にかかわる重症外傷について把握し、必要な処置を実施する」、「MISTを確実に医師に伝える」などの、「最低限度の到達目標」を提示する。

【プロバイダー資格更新コース開催要件】

1. 上記カリキュラムを満たすものとする。
2. 2時間以上とする。
3. セミナーの質の管理のため、世話人以上の職にある者を2名おく。内1名は医学的な質を担保するため医師とする。
4. 各実技ブースには必ず1名のインストラクターをおく。
5. 受講者4人に対し1名のインストラクターをおく。

(併催の場合は、プロバイダーコースのスタッフも兼ねることができる)

なお、上記要件が満たせない場合や特別の事項が生じた場合は幹事会の承認を得るものとする。

【JPTECプロバイダー資格更新コースの開催申請について】

第1 JPTECプロバイダー資格更新コースを開催するものは、事前の申請、事後の報告をJPTEC協議会が定める様式に従いJPTEC協議会支部代表あてにその旨を報告しなければならない。

第2 事前申請について

開催コースのコーディネータ又は世話人は、原則、コース開催予定日の30日前までにその旨を『JPTECプロバイダー資格更新コース開催申請書(様式1-1)』により、JPTEC協議会支部代表または事務局長あてに事前申請しなければならない。

第3 事後報告について

開催コースのコーディネータ又は世話人は、原則、

【JPTECプロバイダー**資格**更新コース開催要件】

1. 上記カリキュラムを満たすものとする。
2. 2時間以上とする。
3. セミナーの質の管理のため、世話人以上の職にある者を2名おく。内1名は医学的な質を担保するため医師とする。
4. 各実技ブースには必ず1名**以上**のインストラクターをおく。
5. 受講者4人に対し1名のインストラクターをおく。

(併催の場合は、プロバイダーコースのスタッフも兼ねることができる)

なお、上記要件が満たせない場合や特別の事項が生じた場合は**指定地域組織**の承認を得るものとする。

【JPTECプロバイダー**資格**更新コースの開催申請について】

第1 **申請と報告**について

JPTECプロバイダー**資格**更新コースを開催するものは、事前の申請、事後の報告をJPTEC協議会が定める様式に従い**指定地域組織**の代表あてにその旨を報告しなければならない。

第2 事前申請について

開催コースのコーディネータ又は世話人は、原則、コース開催予定日の30日前までにその旨を『JPTECプロバイダー**資格**更新コース開催申請書(様式1-1)』により、**指定地域組織**の代表または**指定地域組織**の事務局長あてに事前申請しなければならない。

第3 事後報告について

開催コースのコーディネータ又は世話人は、原

コース終了後の30日以内にその結果を『JPTECプロバイダー資格更新コース開催結果報告書(様式2-1)』により、JPTEC協議会支部代表または事務局長あてに事後報告しなければならない。

第4 承認について

JPTEC協議会支部代表または事務局長は、事前申請された当該コースをJPTEC協議会支部幹事会の審議にかけ、幹事からの異議がなく、JPTEC協議会支部規約に示すJPTECプロバイダーコースの要件を満たしていると判断したときはこれを承認するものとし、申請者に通知する。

なお、審議に際して申請内容に疑義が生じたときは、必要に応じて支部代表または事務局長は申請者に対して報告を求めることができるものとする。

※ コースの開催について、同地域内でコースがなるべく重複しないように、コースの開催が計画あるいは決定した時点で、各県の幹事世話人を通じてJPTEC協議会支部幹事会メーリングリストに開催日時と場所、コースコーディネータとコースMD等を明示するものとする。

※ 事前に修了証と認定証の印刷を事務局に依頼する場合は、コース開催10日前までに各県事務担当者を通じて、(様式3-1)により、事務局長まで報告すること。その際には、修了書等の送付先、コース名称、コースMDを明示する。

なお、受講者の氏名、アルファベットは間違いがないようにしっかりと確認すること。

※ 更新では、保有している認定番号を引き続き使用するものとする。

則、コース終了後の30日以内にその結果を『JPTECプロバイダー**資格**更新コース開催結果報告書(様式2-1)』により、**指定地域組織**の代表または**指定地域組織**の事務局長あてに事後報告しなければならない。

第4 承認について

指定地域組織の代表または**指定地域組織**の事務局長は、事前申請された当該コースを**指定地域組織**の審議にかけ、そこで異議が認められず、**一般社団法人JPTEC協議会定款施行規則第6条第2項**に示す「JPTECプロバイダー**資格**更新コース規程」の要件を満たしていると判断したときはこれを承認するものとし、申請者に通知する。

なお、審議に際して申請内容に疑義が生じたときは、必要に応じて**指定地域組織**の代表または**指定地域組織**の事務局長は申請者に対して報告を求めることができるものとする。

※ コースの開催について、同地域内でコースがなるべく重複しないように、コースの開催が計画あるいは決定した時点で、各県の幹事世話人等を通じて**指定地域組織**のメーリングリスト等に開催日時と場所、**コース運営担当者**と**コース担当責任医師**等を明示するものとする。

※ 事前に修了証と認定証の印刷を事務局に依頼する場合は、コース開催10日前までに各県事務担当者を通じて、(様式3-1)により、事務局長まで報告すること。その際には、修了書等の送付先、コース名称、**コース担当責任医師**を明示する。なお、受講者の氏名、アルファベットは間違いがないようにしっかりと確認すること。

※ 更新では、保有している認定番号を引き続き使用するものとする。なお、他コースから移行してJPTEC認

なお、他コースから移行してJPTEC認定番号を保有していないプロバイダーは、更新時に新たにJPTEC認定番号を付与するものとする。

※ インストラクター推薦基準のコースからは除外する。ただし、インストラクター資格更新のためのコースとしては認める。

JPTEC 規則細則第 6 条第 1 項、第 2・3 項に掲げる別に定める開催要件・コースカリキュラム等について

【JPTEC インストラクター養成コースカリキュラム】

1. JPTEC について(座学)
2. 指導技法総論(デモンストレーションとディスカッション)
3. 指導技法演習(少人数グループでの実習)
 - ・指導の基本
 - ・伝える(話す・説明する)テクニック
 - ・双方向型コミュニケーション、体験型学習
 - ・指導の流れ
 - ・フィードバック技法
 - ・指導ポイントの示し方
 - ・シナリオを使った指導法
4. 実技試験実施要領(座学)
5. 実技試験評価要領(実習)
6. ムラージュテクニック(座学)
7. 講義、デモンストレーション・デモンストレーションの

定番号を保有していないプロバイダーは、更新時に新たにJPTEC認定番号を付与するものとする。

※ **インストラクター推薦のためのプレインストラクター評価は行わない**。ただし、インストラクター資格更新のためのコースとしては認める。

一般社団法人 JPTEC 協議会定款施行規則第 7 条第 2 項が示す「JPTEC インストラクターコース規程」、JPTEC インストラクターコースのカリキュラム、開催要件、申請手続について

【JPTEC インストラクターコースカリキュラム】

1. JPTEC について(座学)
2. 指導技法総論(デモンストレーションとディスカッション)
3. 指導技法演習(少人数グループでの実習)
 - ・指導の基本
 - ・伝える(話す・説明する)テクニック
 - ・**双方型指導、体験型学習**
 - ・指導の流れ
 - ・フィードバック技法
 - ・指導ポイントの示し方
 - ・シナリオを使った指導法
4. 実技試験実施要領(座学)
5. 実技試験評価要領(実習)
6. ムラージュテクニック(座学)
7. 講義、デモンストレーション、デモンストレーション

要領(座学)

(細 則)

1. カリキュラム

上記カリキュラムが最低必要である。それに付加することは妨げない。

2. 事前にコースで使用する教材を受講者に提示し、指導技法演習および採点実習に関して、事前準備をさせておくことが望ましい。

3. 試験は実施しない

【インストラクター養成コース開催要件】

1. 上記カリキュラムを満たすものとする。

2. 7時間以上とする。

3. コース運営担当者(コースコーディネーター)1名、コース担当責任医師1名、コースの質の管理のため、世話人4名以上(内1名は医学的な質を担保するため医師)を配置する。コース運営担当者(コースコーディネーター)やコース担当責任医師が世話人である場合には、それを含めて4名以上の世話人がいればよい。

(1) コース運営担当者(コースコーディネーター)

コース運営全般を担当する。

コース運営担当者(コースコーディネーター)の要件は JPTEC インストラクターであること。職種は問わない。

解説の要領(座学)

(細 則)

1. カリキュラム

上記カリキュラムが最低必要である。それに付加することは妨げない。

2. 事前にコースで使用する教材を受講者に提示し、指導技法演習および採点実習に関して、事前準備をさせておくことが望ましい。

3. 試験は実施しない

【インストラクターコース開催要件】

1. 上記カリキュラムを満たすものとする。

2. 7時間以上とする。

3. コース運営担当者(~~コースコーディネーター~~)1名、コース担当責任医師1名、コースの質の管理のため、世話人4名以上(内1名は医学的な質を担保するため医師)を配置する。コース運営担当者(~~コースコーディネーター~~)やコース担当責任医師が世話人である場合には、それを含めて4名以上の世話人がいればよい。

(1) コース運営担当者(~~コースコーディネーター~~)

コース運営全般を担当する。

コース運営担当者の要件は JPTEC インストラクターであること。職種は問わない。

(2)コース担当責任医師

コース開催および医学的学習内容の責任者。
修了証に日本救急医学会理事長と連名で署名し発行する。コース担当責任医師の要件はJPTECインストラクターの資格を持つ医師であること。

4. 各実習ブースには必ず1名のインストラクターを配置する。
5. 受講者3名に対し1名のインストラクターを配置する。
なお、上記要件が満たせない場合や特別の事項が生じた場合は地方支部(幹事会等)の承認を得るものとする。

【インストラクター養成コース承認要領について】

第1 JPTEC インストラクター養成コースを開催するものは、事前の申請、事後の報告をJPTEC協議会が定める様式に従い、JPTEC協議会地方支部代表及びJPTEC協議会地方支部事務局長宛にその旨を報告しなければならない。

第2 事前申請について

開催コースの世話人又はコース運営担当者(コースコーディネーター)は、原則、コース開催予定日の30日前までにその旨を『JPTEC インストラクター養成コース開催申請書(様式4)』により、JPTEC協議会地方支部代表及びJPTEC協議会地方支部事務局長宛に事前申請しなければならない。

(2) コース担当責任医師

コース開催および医学的学習内容の責任者。
修了証に日本救急医学会 **代表理事**および **JPTEC 協議会代表理事**と連名で署名し発行する。コース担当責任医師の要件は JPTECインストラクターの資格を持つ医師であること。

4. 各実習ブースには必ず1名以上のインストラクターを配置する。
5. 受講者3人に対し1名のインストラクターを配置する。
なお、上記要件が満たせない場合や特別の事項が生じた場合は **指定地域組織**の承認を得るものとする。

【インストラクターコース承認要領について】

第1 **申請と報告**について

JPTEC インストラクターコースを開催するものは、事前の申請、事後の報告をJPTEC協議会が定める様式に従い、**指定地域組織**の代表及び**指定地域組織**の事務局長あてにその旨を報告しなければならない。

第2 事前申請について

開催コースの世話人又はコース運営担当者(~~コースコーディネーター~~)は、原則、コース開催予定日の30日前までにその旨を『JPTEC インストラクターコース開催申請書(様式4)』により、**指定地域組織**の代表及び**指定地域組織**の事務局長あてに事前申請しなければならない。

第3 事後報告について

開催コースの世話人又はコース運営担当者(コースコーディネーター)は原則、コース終了後、30 日以内にその結果を『JPTEC インストラクター養成コース開催結果報告書(様式5)』により、JPTEC 協議会地方支部代表及び JPTEC 協議会地方支部事務局長宛に事後報告しなければならない。

第4 承認について

JPTEC 協議会地方支部代表は、事前申請に基づき申請された当該コースをJPTEC 地方支部世話会の審議にかけ、世話人からの異議がなく、JPTEC 協議会規約に示す JPTEC インストラクター養成コースの要件を満たしていると判断したときはこれを承認するものとし、申請者に通知する。なお、審議に際して申請内容に疑義が生じたときは、必要に応じて支部代表は申請者に対して報告を求めることができるものとする。

支部世話人の選任について

コース開催基準に記載されている「世話人」の選任は以下に従って各地方支部代表が行うものとする。

1. 支部世話人の要件

- (1)JPTEC インストラクターであること、職種は問わない。
- (2)JPTEC インストラクター養成コースまたは JPTEC プロバイダー養成コースにおいて、コース運営担当者(コースコーディネーター)またはコース担当責任医師としてコース開催経験があること。
- (3)JPTEC 協議会の目的に賛同し、事業推進に熱

第3 事後報告について

開催コースの世話人又はコース運営担当者(~~コースコーディネーター~~)は原則、コース終了後、30 日以内にその結果を『JPTEC インストラクターコース開催結果報告書(様式5)』により、**指定地域組織の代表**及び**指定地域組織**の事務局長あてに事後報告しなければならない。

第4 承認について

指定地域組織の代表は、事前申請に基づき申請された当該コースを**指定地域組織**の審議にかけ、世話人からの異議がなく、**一般社団法人 JPTEC 協議会定款施行規則第7条第2項**が示す「JPTEC インストラクターコース**規程**」の要件を満たしていると判断したときはこれを承認するものとし、申請者に通知する。なお、審議に際して申請内容に疑義が生じたときは、必要に応じて**指定地域組織**の代表は申請者に対して報告を求めることができるものとする。

指定地域組織支部世話人の選任について

コース開催基準に記載されている「世話人」の選任は以下に従って各指定地域組織の**地方支部**代表が行うものとする。

1. **指定地域組織支部**世話人の要件

- (1)JPTEC インストラクターであること、職種は問わない。
- (2)JPTEC インストラクターコースまたは JPTEC プロバイダーコースにおいて、コース運営担当者(~~コースコーディネーター~~)またはコース担当責任医師としてコース開催経験があること。
- (3)JPTEC 協議会の目的に賛同し、事業推進に熱

意を持っていること。

2. 支部世話人選任の手順

(1) 支部世話人の要件を満たす者を支部世話人 2 人が連名で推薦

(2) JPTEC 協議会地方支部(幹事会等)の議を経て、支部代表が選任

3. 支部世話人の任期及び再任

(1) 支部世話人の任期は地方支部が定める。

(2) 支部世話人は再任することができる。ただし、任期期間中にインストラクター養成コースまたはプロバイダー養成コースにおいてコース運営相当者(コースコーディネーター)またはコース担当責任医師として積極的に JPTEC 事業推進に参加していなければならない。

4. 支部世話人の解任

JPTEC インストラクターの資格を失った場合は支部世話人を解任される。

5. その他

この決定事項は、平成**年 3 月 17 日から施行する。

意を持っていること。

2. 指定地域組織支部世話人選任の手順

(1) 指定地域組織支部世話人の要件を満たす者を指定地域組織支部世話人 2 人が連名で推薦

(2) 指定地域組織の~~(幹事会等)~~の議を経て、指定地域組織の支部代表が選任

3. 指定地域組織支部世話人の任期及び再任

(1) 指定地域組織支部世話人の任期は指定地域組織地方支部が定める。

(2) 指定地域組織支部世話人は再任することができる。ただし、任期期間中にインストラクター養成コースまたはプロバイダー養成コースにおいてコース運営相当者~~(コースコーディネーター)~~またはコース担当責任医師として積極的に JPTEC 事業推進に参加していなければならない。

4. 指定地域組織支部世話人資格の喪失

JPTEC インストラクターの資格を失った場合は指定地域組織支部世話人資格を喪失する。

5. その他

この決定事項は、平成**年 3 月 17 日から施行する。